

平成二十年十二月五日受領  
答弁第二七七号

内閣衆質一七〇第二七七号

平成二十年十二月五日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出米国原子力潜水艦の我が国への無通報寄港に対する政府の対応等に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出米国原子力潜水艦の我が国への無通報寄港に対する政府の対応等に関する  
再質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの「関係方面」とは、アメリカ合衆国（以下「合衆国」という。）海軍及び在京合衆国大使館並びに関係省庁等である。

合衆国軍隊の原子力推進型の潜水艦（以下「米原子力潜水艦」という。）が我が国に寄港するに際しては、合衆国海軍は、通常外務省に対し、入港の少なくとも二十四時間前に、寄港地等について通報（以下「事前通報」という。）を行うこととされているところ、かかる通報がないままに、平成二十年十一月十日、米原子力潜水艦プロヴィデンスが、ホワイト・ビーチ地区に寄港するという事案（以下「本件事案」という。）が発生したことが確認された後、速やかに中曽根外務大臣等に対して報告がなされた。中曽根外務大臣から、西宮外務省北米局長に対して、本件事案は極めて遺憾であり、合衆国側に対して抗議を行うよう指示があった。

四から八までについて

お尋ねのズムワルト在京合衆国大使館筆頭公使からの説明は、電話にて行われた。その際西宮外務省北米局長から、原因究明及び再発防止の徹底について改めて申入れを行った。

外務省からの申入れを受け、その後合衆国側から、事前通報を行うに当たっては、合衆国海軍内部における相互確認、日本政府への伝達等を実際に行うよう連絡体制を強化した等の説明があったところである。